

排水設備指定工事店の申請等に伴う 各種申請等の記入について

**令和8年2月
尾張旭市上下水道部下水道課**

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| ● 指定工事店指定申請書【第1号様式（第4条関係）】 | 1 |
| ● 誓約書【第2号様式（第4条関係）】 | 4 |
| ● 責任技術者名簿【第3号様式（第4条関係）】 | 6 |
| ● 機械器具調書【第4号様式（第4条関係）】 | 8 |
| ● 事業所の付近見取図【第5号様式（第4条関係）】 | 10 |
| ● 指定工事店証再交付申請書【第7号様式（第5条関係）】 | 12 |
| ● 指定工事店変更届【第8号様式（第7条関係）】 | 14 |
| ● 指定工事店（廃止・休止・再開）届【第9号様式（第7条関係）】 | 16 |
| ● 尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則 | 18 |

記載例

(1)

新規・更新

第1号様式（第4条関係）

(2) 年 月 日

指定工事店指定申請書

尾張旭市長 殿

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話
FAX
電子メール

③

④

尾張旭市下水道条例第8条第1項の規定による指定工事店の指定を受けたいので、尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|--------------------------------|-------------|
| フリガナ 氏 名 | フリガナ 氏 名 |
| ⑤ | ⑤ |
| 事業の範囲 | ⑥ |

(裏面)

| | |
|--------------|------------|
| 事業所の名称 | ⑦ |
| 事業所の所在地 | 〒 ⑧ |
| 選任する責任技術者の氏名 | 責任技術者の登録番号 |
| ⑨ | ⑨ |

この申請書には次の書類を添付すること。

- 1 誓約書（第2号様式）
- 2 定款の写し及び登記事項証明書^⑩（申請者が個人である場合は、住民票の写し）
- 3 責任技術者名簿（第3号様式）及び責任技術者証の写し
- 4 機械器具調書（第4号様式）
- 5 事業所の付近見取図（第5号様式）
- 6 事業所の平面図及び写真
- 7 その他市長が必要と認める書類

「指定工事店指定申請書」記載例

- ① いずれかに○をご記入ください。
- ② 提出日をご記入ください。
- ③ 以下の区分に応じてご記入ください。
 - ア 法人 登記事項証明書に記載の商号、本店の住所及び代表者氏名
 - イ 個人事業主 屋号（無い場合は不要）、住民票上の住所、本人の氏名
- ④ ご連絡のつく電話、FAX、電子メールをご記入ください。ご連絡のつく電話番号等以外にお客様用（ホームページや周知チラシ等に掲載します）の電話番号等がある場合等、複数ある場合には、併記の上判別できるようにしてください。
例：111-222-333（連絡用）、111-444-555（お客様用）、666-777-888（本店）
- ⑤ 登記事項証明書に記載されている代表者、取締役、監査役等の役員全てをご記入ください（法人のみ）。
- ⑥ 「管工事業」、「給排水設備工事業」、「下水道工事業」等、排水設備に関する事業を行う者であることが確認できるものをご記入ください。
- ⑦ 事業の拠点となる事業所の名称をご記入ください。指定工事店証、ホームページ及び周知チラシ等に記載します。
- ⑧ 事業の拠点となる事業所の住所をご記入ください。ホームページ及び周知チラシ等に記載します。
- ⑨ 選任する責任技術者全員の氏名、登録番号をご記入ください。
- ⑩ 登記事項証明書は原本を提出してください。

誓約書

申請者、その代表者及び役員は、尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第3条第4号アからクまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

① 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住所

代表者氏名

②

尾張旭市長 殿

「誓約書」記載例

- ① ご記入ください（基本は提出日）。
 - ② 以下の区分に応じてご記入ください。
 - ア 法人 登記事項証明書に記載の商号、本店の住所及び代表者の署名
 - イ 個人事業主 屋号（無い場合は不要）、住民票上の住所、本人の署名
- ※ 誓約書に押印は不要ですが、「代表者の氏名」の部分はご本人の署名（自書）で
ある必要があります。スタンプ等による記名の場合、不受理となりますのでご注意
ください。

責任技術者名簿

申請者（氏名又は名称） ①

② 年 月 日現在

| フリガナ 責任技術者の氏名 | 住所 | 登録番号 | 兼務状況 |
|------------------|-----|------|---------------------------------------|
| ③ | 〒 ③ | ③ | <input checked="" type="checkbox"/> ④ |
| | 〒 | | <input type="checkbox"/> |

注 1 責任技術者は、事業所ごとに1名以上選任している必要があります。

2 選任する責任技術者が愛知県内の事業所について兼任している場合は、「兼務状況」の□の中にレ印をつけてください。

責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ愛知県内の事業所での兼任に限ります。

別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の事業所との兼任は認められません。

「責任技術者名簿」記載例

- ① 以下の区分に応じてご記入ください。
 - ア 法人 登記事項証明書に記載の商号
 - イ 個人事業主 屋号（無い場合は不要）、本人の氏名
- ② ご記入ください（基本は提出日時点）。
- ③ 責任技術者全員の氏名・住所・登録番号をご記入ください。
- ④ 責任技術者の兼任がある場合は、チェック（□）を入れてください

記載例

機械器具調書

申請者（氏名又は名称）①

② 年 月 日現在

| 種別 | 名称 | 型式、性能 | 数量 | 備考 |
|----|----|-------|----|----|
| ③ | ③ | ③ | ③ | ③ |

注 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「掘削用の機械器具」の別を記入してください。

「機械器具調書」記載例

① 以下の区分に応じてご記入ください。

- ア 法人 登記事項証明書に記載の商号
- イ 個人事業主 屋号（無い場合は不要）、本人の氏名

② ご記入ください（基本は提出日時点）。

③ 以下の区分例に応じてご記入ください。

- ・ 管切断用の機械器具
　パイプカッター等の管の切断用の機械器具
- ・ 管の加工用の機械器具
　やすり、パイプねじ切り器等の管の加工用の機械器具
- ・ 接合用の機械器具
　ガストーチ、パイプレンチ等の接合用の機械器具
- ・ 測量用の機械器具
　レベル、巻き尺等の測量用の機械器具
- ・ 挖削用の機械器具
　つるはし、ランマー等の掘削用の機械器具

記載例

① 年 月 日

申請者（氏名又は名称） ②

事業所の付近見取図

③ 線 駅下車 バス・徒歩 分

④

注 最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入してください。

「事業所の付近見取図」記載例

- ① 提出日をご記入ください。
- ② 以下の区分に応じてご記入ください。
 - ア 法人 登記事項証明書に記載の商号
 - イ 個人事業主 屋号（無い場合は不要）、本人の氏名
- ③ 最寄りの公共交通機関及びその駅等並びに最寄り駅からの所要時間をご記入ください。
- ④ 最寄駅等からの地図をご記入ください。現地訪問や所在地確認のために用いますので、主な目印（施設名、交差点名、道路名等）を入れていただきますようお願いします。

記載例

① 年 月 日

指定工事店証再交付申請書

尾張旭市長 殿

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名

②

指定工事店証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定番号 第 号 ③

2 申請の理由

④

「指定工事店証再交付申請書」記載例

① 提出日をご記入ください。

② 以下の区分に応じてご記入ください。

ア 法人 登記事項証明書に記載の商号、本店の住所及び代表者氏名

※ 本店以外に事業の拠点となる事業所がある場合はその名称と住所を併記してください。

イ 個人事業主 屋号（無い場合は不要）住民票上の住所、本人の氏名

③ 指定番号をご記入ください。

④ 再交付を申請する理由（例：汚損した、引っ越しの際に紛失した等）をご記入ください。

記載例

第8号様式（第7条関係）

① 年 月 日

指定工事店変更届

尾張旭市長 殿

尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

| フリガナ 氏名又は名称 | ② | | |
|----------------|-----|-----|-------|
| 住 所 | ② | | |
| フリガナ 代表者の氏名 | ② | | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| ③ | ③ | ③ | ③ |

この変更届には次の書類を添付すること。

- 組織形態を変更したとき 定款の写し及び登記事項証明書④
- 代表者又は役員に異動があったとき 誓約書（第2号様式）及び登記事項証明書
- 商号又は名称（申請者が個人の場合は申請者の氏名）を変更したとき 登記事項証明書（個人である場合は住民票の写し）
- 選任する責任技術者に異動があったとき 責任技術者名簿（第3号様式）及び責任技術者証の写し
- 事業所を移転した時 事業所の付近見取図（第5号様式）並びに事業所の平面図及び写真
- その他市長が必要と認める書類

「指定工事店変更届」記載例

- ① 提出日をご記入ください。
- ② 以下の区分に応じてご記入ください。
 - ア 法人 登記事項証明書に記載の商号、本店の住所及び代表者氏名
 - イ 個人事業主 屋号（無い場合は不要）住民票上の住所、本人の氏名
- ③ 変更に係る事項に応じてご記入ください。変更に係る事項は次のとおりです。
 - ア 組織形態の変更（例：合資会社→株式会社）※
 - イ 法人における役員の変更
 - ウ 名称の変更（例：社名変更、個人事業主の氏の変更）※
 - エ 責任技術者の異動（責任技術者の選任、解任、交代）
 - オ 事業所の移転、住居表示の変更
 - カ 電話番号、FAX番号、電子メールアドレスの変更
- ※ 個人から法人、法人から個人の変更や、会社の合併により別法人となる場合、個人事業主の代替わり（例：親→子）については、一旦現在の指定を廃止し、指定を取り直していただく必要があります。
- ④ 登記事項証明書は原本を提出してください。

変更に係る事項によって、添付書類が異なります。後日、確認のためお電話させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

記載例

(1) 年 月 日

(2)

指定工事店（廃止・休止・再開）届

尾張旭市長 殿

(2)

尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第7条第3項の規定により、指定工事店の廃止・休止・再開の届出をします。

| | |
|------------------|-----|
| フリガナ 氏名又は名称 | (3) |
| 住 所 | (3) |
| フリガナ 代表者の氏名 | (3) |
| 廃止・休止・再開 の年月日 | (4) |
| 廃止・休止・再開 の理由 | (5) |

この届出書には、指定工事店証を添付すること。ただし、再開の場合を除く。

「指定工事店（廃止・休止・再開）届」記載例

- ① 提出日をご記入ください。
- ② いずれかに○をご記入ください。
- ③ 以下の区分に応じてご記入ください。

ア 法人 登記事項証明書に記載の商号、本店の住所及び代表者氏名

※ 本店以外に事業の拠点となる事業所がある場合はその名称と住所を併記してください。

イ 個人事業主 屋号（無い場合は不要）住民票上の住所、本人の氏名

- ④ 指定を廃止し、休止し、又は再開する日をご記入ください。
- ⑤ 理由をご記入ください。

例：廃止の場合…廃業したため

責任技術者が不在となつたため

休止の場合…責任技術者が長期療養のため

再開の場合…責任技術者の病気が完治したため

廃止、休止の場合には、指定工事店証をご返納ください。紛失等により返納が出来ない場合には、理由欄に返納が出来ない理由も明記してください。後日、確認のためにお電話させていただく場合があります。

○尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則

平成10年6月29日

規則第28号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定工事店（第3条—第10条）

第3章 責任技術者（第11条—第20条）

第4章 雜則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾張旭市下水道条例（昭和59年条例第1号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、排水設備工事の指定工事店（以下「指定工事店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 条例第3条第6号に規定する排水設備又は条例第5条に規定する排水施設の新設、増設、改築、修繕及び撤去の工事をいう。
- (2) 指定工事店 条例第8条第1項の規定による指定を受けている工事業者をいう。
- (3) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録され責任技術者証の交付を受けた者をいう。

第2章 指定工事店

(指定工事店の指定)

第3条 市長は、次条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 責任技術者を1名以上選任していること。ただし、同一事業者の愛知県内における他の事業所について兼任することを妨げない。
- (2) 排水設備工事に必要な機械器具を有していること。
- (3) 愛知県内に排水設備工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）があること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- エ 責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者又は登録の効力の一時停止を受けている者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- キ 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ク 法人であって、その代表者又は役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定の申請）

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、指定工事店指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 定款の写し及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、住民票の写し）
- (3) 責任技術者名簿（第3号様式）及び責任技術者証の写し
- (4) 機械器具調書（第4号様式）
- (5) 事業所の付近見取図（第5号様式）
- (6) 事業所の平面図及び写真
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定の有効期間）

第4条の2 指定工事店の指定の有効期間（以下「指定期間」という。）は、指定工事店の指定を受けた日から起算して5年経過後最初に到来する3月31日までとする。

（指定の更新）

第4条の3 指定工事店は、指定期間満了後も引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、市長が定める期間内に、その更新の申請をしなければならない。

2 前項の更新の申請があった場合において、前条の指定期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定期間は、従前の指定期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第3条、第4条及び次条第1項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定工事店証の交付等)

第5条 市長は、指定工事店の指定を行ったときは、指定工事店証（第6号様式）を交付する。

2 指定工事店は、排水設備工事の事業を廃止し、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、速やかに、指定工事店証を市長に返納しなければならない。

3 指定工事店は、排水設備工事の事業を休止し、又は第9条の指定の停止を受けたときは、速やかに、指定工事店証を市長に提出しなければならない。

4 指定工事店は、指定工事店証を汚損し、又は紛失したときは、指定工事店証再交付申請書（第7号様式）により市長に再交付の申請をしなければならない。

(指定工事店の義務)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例その他の規則及びこの規則を遵守し、誠実に排水設備工事を施行しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項に違反してはならない。

(1) 排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。

(2) 排水設備工事に着手する前にその計画について、市長の確認を受けること。

(3) 排水設備工事が完了したときは、市長の検査を受けること。

(4) 前号の検査の結果、市長から当該排水設備工事の手直しを指示されたときは、指定期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けること。

(5) 排水設備工事の設計及び施行は、責任技術者の監督管理の下において行うこと。

3 指定工事店は、従業員の排水設備工事上の行為について責任を負わなければならない。

4 指定工事店は、自己の名義をもって、他人に排水設備工事の業務を営ませてはならない。

5 指定工事店は、暴風雨、地震その他の災害の発生に際し、本市の下水道施設の復旧又は応急措置を講ずるため、当該復旧又は応急措置の業務に関し市長から要請があったときは、これに協力しなければならない。

(変更等の届出)

第7条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から30日以内に指定工事店変更届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 組織形態を変更したとき。

(2) 代表者又は役員に異動があったとき。

(3) 商号又は名称（第4条の申請者が個人である場合にあっては、当該申請者の氏名）を変更したとき。

(4) 選任している責任技術者に異動があったとき。

- (5) 事業所を移転したとき。
- (6) 住所又は電話番号に変更があったとき。
- (7) 第3条第4号アからクまでのいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の変更届には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当する場合 定款の写し及び登記事項証明書
- (2) 前項第2号に該当する場合 誓約書（第2号様式）及び登記事項証明書
- (3) 前項第3号に該当する場合 登記事項証明書（第4条の申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し）
- (4) 前項第4号に該当する場合 責任技術者名簿（第3号様式）及び責任技術者証の写し
- (5) 前項第5号に該当する場合 事業所の付近見取図（第5号様式）並びに事業所の平面図及び写真
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 指定工事店は、排水設備工事の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、その日から30日以内（排水設備工事の事業を再開した場合にあっては、10日以内）に指定工事店（廃止・休止・再開）届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第8条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。
- (2) 第3条の規定に適合しなくなったとき。
- (3) 第6条の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 第10条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (6) 排水設備工事上の行為について不正があったとき。
- (7) その施行する排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。

（指定の停止）

第9条 市長は、指定工事店が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定工事店の情状に参酌すべき特段の事由があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力の停止をすることができる。

（報告又は資料の提出）

第10条 市長は、指定工事店に対し、当該指定工事店が施行した排水設備工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第3章 責任技術者

第11条 削除

(責任技術者の職務等)

第12条 責任技術者は、排水設備工事の設計及び施行（排水設備工事の監督管理を含む。）に関する一切の事項を担当するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事に係る設備の構造、施行時期、検査日程等について市長と連絡調整をしなければならない。

3 責任技術者は、排水設備工事の検査において市長が立会いを求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第13条及び第14条 削除

(責任技術者証)

第15条 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

第16条 削除

(協会への報告)

第17条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、協会の会長に対しその事実を報告するものとする。

- (1) 協会の定める責任技術者の欠格条項に該当することが判明したとき。
- (2) 第12条第2項及び第3項の規定に違反したとき。
- (3) 排水設備工事上の行為について不正があったとき。

第18条から第20条まで 削除

第4章 雜則

(公示)

第21条 市長は、次の場合には、その旨を公示するものとする。

- (1) 指定工事店の指定をし、又は指定の更新をしたとき。
- (2) 指定工事店から第7条第1項の届出（代表者又は事業所の名称若しくは所在地の変更に係るものに限る。）を受けたとき。
- (3) 指定工事店から第7条第3項の届出を受けたとき。
- (4) 指定工事店の指定を取り消したとき。
- (5) 指定工事店の指定を停止したとき。

2 市長は、協会が試験又は講習を実施しようとするときは、あらかじめ、これらの日時、会場等を公示しなければならない。

(連絡機関)

第22条 市長は、指定工事店が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく協同組合（以下「組合」という。）を設立し、市長に届け出たときは、これを本市との連絡機関として指定することができる。

2 前項に規定する届出は、尾張旭市下水道排水設備指定工事店組合設立届（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 組合員及び役員名簿
- （委任規定）

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 尾張旭市排水設備工事指定工事人規則（昭和59年尾張旭市規則第3号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 旧規則第14条の規定に基づき納付された保証金については、速やかに、還付のための手続を執るものとする。
- 4 平成10年7月1日において現に旧規則第6条の規定により指定工事人として認可を受けている者（以下「旧指定工事人」という。）は、この規則の規定によって指定工事店の指定を受けた者とみなす。
- 5 旧指定工事人は、市長が指定する期日内に旧規則第8条に規定する排水設備工事指定工事人認可証（以下「旧認可証」という。）を市長に返納しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定により旧認可証の返納がなされたときは、これと引換えに第5条の指定工事店証を交付する。
- 7 前項の規定により第5条の指定工事店証の交付がなされるまでの間は、旧認可証を同条の指定工事店証とみなす。
- 8 平成10年7月1日において現に旧規則第21条第2項に規定する排水設備工事責任技術者登録証（以下「旧登録証」という。）の交付を受けている者（以下「旧責任技術者」という。）は、同月1日から平成11年3月31日までの間（以下「経過期間」という。）は、第11条の登録を受けた責任技術者とみなす。
- 9 経過期間においては、第15条第1項の規定は適用せず、旧登録証をもって同条の責任技術者証とみなす。
- 10 次に掲げる者が協会が実施する経過措置講習（以下「経過措置講習」という。）を受講し、その課程を修了したときは、第13条の被登録資格を有する者とする。

- (1) 旧規則第21条第1項に規定する排水設備工事責任技術者資格証の交付を受けている者又は旧責任技術者
- (2) 愛知県下の地方公共団体で、責任技術者又は責任技術者の登録を受ける資格を有する者
- 11 前項の規定により第13条の被登録資格を有する者とされたものについては、同条中「試験に合格した」とあるのは「経過措置講習の課程を修了した」として、同条の規定を適用する。
- 12 前項に掲げる者が責任技術者（新規・更新）登録申請書に次に掲げる書類及び写真を添えて市長に提出したときは、第15条の責任技術者証の交付を受けることができる。
- (1) 住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書
- (2) 第13条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約する書類
- (3) 経過措置講習の修了証の写し
- 13 前項の申請書は、被登録資格の有効期間が満了する日までに相当な期間をおいて、提出しなければならない。
- 14 附則第12項の規定により第15条の責任技術者証の交付を受けた者の登録期間は、第1号に掲げる日から第2号に掲げる期間の末日までとする。
- (1) 当該責任技術者証の交付を受けた日
- (2) 経過措置講習の課程を修了した日から5年を経過した日の属する年度
- 15 第20条の規定は、平成11年3月31日までの間に経過措置講習を受講することができない特別な事情がある者について準用する。この場合において、同条中「更新講習」とあるのは「経過措置講習」と、「前条第3項」とあるのは「附則第14項」と読み替えるものとする。
- 16 尾張旭市下水道条例施行規則（昭和59年尾張旭市規則第2号）の一部を次のように改正する。
- （次のように略）
- 17 尾張旭市生活保護世帯に対する排水設備等改造費補助条例施行規則（昭和60年尾張旭市規則第20号）の一部を次のように改正する。
- （次のように略）
- 18 尾張旭市行政組織規則（平成9年尾張旭市規則第5号）の一部を次のように改正する。
- （次のように略）
- 附 則（平成11年9月29日規則第25号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成12年3月31日規則第11号）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年7月27日規則第31号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成23年6月24日規則第24号）
1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に社団法人日本下水道協会愛知県支部（以下「支部」という。）が実施した排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格した者及び支部が実施した更新講習を受講し、その課程を修了した者は、この規則による改正後の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則第13条に規定する被登録資格を有する者とみなす。

附 則（平成24年3月9日規則第5号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年12月2日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は令和元年12月14日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年4月1日において現に第2条の規定による改正前の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則（以下「改正前規則」という。）第2条第3号の規定により責任技術者として登録されている者（以下「旧責任技術者」という。）又は同日より前に愛知県下の地方公共団体の定めた条例等により責任技術者として登録を受けた者は、第2条の規定による改正後の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則（以下「改正後規則」という。）第2条第3号の責任技術者とみなす。

3 令和2年4月1日において改正前規則第15条第1項の規定により交付された責任技術者証（以下「旧責任技術者証」という。）又は同日より前に愛知県下の地方公共団体の定めた条例等により交付された責任技術者証は、改正後規則第2条第3号の責任技術者証とみなす。

4 指定工事店としての指定を受けようとする者が、第2項の適用を受ける旧責任技術者を専属させる場合は、改正後規則第4条第2項第3号の書類に加え、愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験の合格証又は登録更新のための講習の修了証の写しを添付しなければならない。

5 第2項の適用を受ける旧責任技術者が、改正前規則第15条第1項の旧責任技術者証を汚損し、又は紛失した場合における再交付については、なお従前の例による。

6 第2項の適用を受ける旧責任技術者が、改正前規則第16条の規定に該当する場合における変更の届出については、なお従前の例による。

7 市長は、前項の届出を受けた場合は、速やかにその旨を協会の会長に報告するものとする。

附 則（令和5年3月30日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則（以下「改正前規則」という。）第4条第1項の規定による申請をしている者に対しては、従前の例に

より指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、この規則による改正後の尾張旭市下水道排水設備指定工事店規則（以下「改正後規則」という。）第3条の規定による指定を受けた者とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に改正前規則第3条の規定による指定を受けている者は、改正後規則第3条の規定による指定を受けたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、改正前規則第5条第1項の規定により交付された指定工事店証は、改正後規則第5条第1項の指定工事店証とみなす。
- 5 この規則の施行の際、現に改正前規則第3条の規定による指定を受けている者の指定期間は、令和11年3月31日までとする。

附 則（令和6年12月26日規則第31号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和6年12月26日規則第34号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。